

天王川公園

行為許可/注意事項

【禁止事項】

- ・都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- ・竹林を伐採し、又は植物を採取すること。
- ・土地の形質を変更すること。
- ・鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- ・張り紙若しくは貼札をし、又は広告を表示すること。
- ・立入禁止区域に立ち入ること。
- ・指定された場所以外への車馬を乗り入れ、又は停め置くこと。
- ・都市公園をその用途外に使用すること。
- ・芝生地、人工芝への車両の乗入れをすること。
- ・側溝蓋に車両を載せること。(車両対応蓋ではありません)
- ・その他管理上の支障となる行為。

【特記事項】

- ・イベント開催等で渋滞し、近隣に迷惑をかけないように**警備員を配置**する責任は行為許可申請者とする。

※必要に応じ、地域自治会長に挨拶に行くこと。

- ・イベント開催等の**音響**で近隣に迷惑をかけないように留意する責任は行為許可申請者とする。(太鼓等の鳴り物禁止、片岡銅像前で40dbc以下)
- ・イベント開催等で発生する**ゴミ処分**の責任は行為許可申請者とする。
- ・イベント開催等で車両を搬入した場合に発生する「**わだち**」の整地・復旧責任は行為許可申請者とする。
- ・イベント開催等で飲食販売がある場合、**保健所及び消防への届出**の責任は行為許可申請者とする。

※近隣や第三者から苦情がある場合は行為許可申請者が対応すること。

※イベント開催により怪我や食中毒等、第三者に損害を与えた場合、 補償責任は行為許可申請者とする。

※禁止事項等に抵触し損害を与えた場合は、行為許可申請者に別途請求する。

天王川公園

行為許可/申請方法・使用料

【申請方法】

- ・原則、行為予定日の6か月前から3週間前までに申請できます。
- ・天王川公園サービスセンターに下記を提出ください。(メールでも可)

①都市公園内行為許可申請書

②行為許可位置図

※その他、概要が分かる企画書等(提出を求められた場合)

※興行、行商を行為申請する場合は申請の前に別途ご相談ください。

【使用料】

区分	使用料の額
興業、行商、募金、その他、これらに類する行為をすること	1㎡1日につき 20円
業として写真又は映画を撮影すること	1日につき 410円
競技会、展示会、博覧会、その他、これらに類する催しの為に都市公園の全部又は一部を独占して利用すること	1㎡1日につき 6円

※別途、使用場所によって追加料金がかかる場合があります。

【行為許可使用料支払方法】

- ・当日までに天王川公園サービスセンターにお支払いください。

【振込の場合】振込手数料は申請者負担でお願いいたします。

いちい信用金庫 普通 店番:077 津島営業部

口座番号:0412931 岩間造園株式会社 イワマゾウエン(カ)

- ・原則主催者都合の中止に伴う返金はありません。
- ・日程や内容の変更の場合は、変更届を記入いただき、提出ください。

【申請先】

〒496-0856 愛知県津島市宮川町1丁目(天王川公園内)

天王川公園サービスセンター

TEL 070-2400-2803

e-mail: tennogawa-park@iwama-z.co.jp